

第7節 オーストラリア

1 全般

オーストラリアは、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的な価値をわが国と共有し、日本や韓国と同様、米国と同盟関係にある。オーストラリアはインド洋から東南アジアを経て太平洋に至るインド洋・太平洋地域と同地域

における安全保障の枠組みの発展が同国の戦略環境に大きな影響を与えるという認識のもと、同地域を戦略的焦点として優先するとしている。

2 安全保障・国防政策

ギラード豪首相は13（同25）年1月、オーストラリア初の国家安全保障戦略を発表した¹。同戦略は、今後10か年の国家安全保障の方向性を示すものであり、アジア太平洋地域における経済的、戦略的变化に対応していくことがオーストラリアの国家安全保障にとって重要であるという認識を示している²。

同戦略は、オーストラリアの国家安全保障上の目標は、①国民の安全と強靱性の確保、②主権の保護と強化、③資産、インフラおよび組織の保護、④望ましい国際環境の促進の4つであるとし、その実現のために、地域の不安定化、国益に影響する紛争と弾圧、悪意あるサイバー活動、テロリズム、スパイ活動、大量破壊兵器の拡散や重大な犯罪および組織犯罪などの国家安全保障上の課題や脅威に対処していく必要があると指摘している³。

そして、今後のオーストラリアの国家安全保障を考え

る上で最も重要な要素は、世界経済の不確実性およびグローバル・パワーの重心の移動、継続する非国家主体の重要性、リスクの高い地域の低い烈度の紛争であると分析したうえで、オーストラリアは、①アジア太平洋地域への関与の強化⁴、②サイバー政策および作戦の統合⁵、③効果的なパートナーシップの構築⁶を今後5年間の最優先課題にするという方針を示した。

ギラード政権は同年5月、前国防白書が発表された09（同21）年5月以降の国家安全保障や防衛力整備に影響を与える国内外の重要な戦略環境の変化⁷を反映した新たな国防白書を発表した⁸。同白書は、今後数十年間のオーストラリアの戦略環境を決定する最大の要素は米中関係であり、それは米国のアジア太平洋地域への関与と中国の台頭に影響されるとしている。また、インド洋・太平洋地域という新たな概念で示される地域が台頭しつつあると指摘し

- 1 同戦略は、08（平成20）年12月に発表され、オーストラリアの国家安全保障上の論点を明示し、国家安全保障コミュニティの改革を始動させた「国家安全保障声明」に続くものであり、5年ごとに見直しが行われる予定である。
- 2 12（平成24）年10月に発表された「アジアの世紀におけるオーストラリア白書」では、オーストラリアがアジアにおいて念願を達成し、効果的に競争することを確実にするため、オーストラリアが25（同37）年までに達成すべき国家目標が示されている。
- 3 同戦略は、オーストラリアの国家安全保障上の主要課題を以下のように整理した。①テロ、スパイ行為などへの対処、②自国および国益に対する攻撃の抑止および撃破、③国境の保全、④重大な組織犯罪の防止、探知および根絶、⑤国益増進のための安全な国際的環境の促進、⑥国民、資産、インフラおよび組織の強靱性の強化、⑦米豪同盟、⑧国際社会、特にアジア太平洋地域における理解促進と影響力の確保。
- 4 米豪同盟の強化。中国、インドネシア、日本、韓国、インドなどの影響力のある地域諸国との二国間協力の拡大。多国間フォーラムの優越性および効果性の促進など。
- 5 13（平成25）年末までに設立されるオーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター（ACSC：Australia Cyber Security Center）に、国防省、司法省、連邦警察の能力および犯罪委員会のサイバー関連の人材を統合。
- 6 国内外のパートナーとの確実かつ迅速な情報共有、民間との情報共有の強化など。
- 7 ①インド洋・太平洋地域への経済的、戦略的、軍事的な重点の移動、②アフガニスタン、東ティモール、ソロモン諸島における作戦からの豪軍の撤収、③アジア太平洋地域への米国の重点の移動、④米豪同盟に基づいた米国との実質的な協力の強化、⑤世界経済、オーストラリアの財政事情および国防費に重大な影響を与える世界的な金融危機の継続。
- 8 オーストラリアの国防白書は、国防に関する政府の将来計画および実現策を示すものである。現国防白書は、当初は14（平成26）年に公表される予定であったが、12（同24）年5月、豪軍の戦力態勢見直しに関する最終報告書の発表と同時に13（同25）年上半期に前倒しすることが発表され、13（同25）年5月に公表された。同国防白書は、「国家安全保障戦略」および「アジアの世紀におけるオーストラリア白書」とともに、オーストラリアの安定と繁栄、国家安全保障上の課題に対処する強健な豪軍の維持についての政府の優先事項を示す一つの文書としてみなされるべきものであるとされている。

ている。

新たな国防白書においては、オーストラリアの戦略的利益について、①自国の安全保障、②南太平洋および東ティモールの安全保障、③インド洋・太平洋地域の安定、④安定し法規範に基づいた国際秩序の維持であるとし、豪軍の任務についても、その優先順に従い、①自国に対する武力攻撃の抑止および撃破、②南太平洋および東ティモールの安定と安全に対する貢献、③東南アジアを優先したインド洋・太平洋地域における有事への貢献、④国際的な安全保障に資する有事への貢献であるとしている。

また、豪軍の戦力構築については、オーストラリアとその戦略的利益を守るためには、最高の能力が適切に組み

合わされた戦力の維持が必要であり、豪軍が信頼できる最高の能力を保有することによってこそ、オーストラリアが必要なときに決断力をもって行動し、潜在的な敵を抑止し、地域への影響力を強化できるとしており、限りある資源の配分には選択が必要であるとしつつも、新型潜水艦、防空駆逐艦、強襲揚陸艦、F-35統合攻撃戦闘機 (JSF)⁹ Joint Strike Fighter などの主要装備品の取得は引き続き追求するとしている。さらに、オーストラリアの戦略環境は豪軍の基地配置に大幅な変更は必要としないものの、現在および将来の必要を満たすために一部の基地や施設、訓練区域の改修が必要であると結論づけた豪軍の戦力態勢見直しについても、長期的に実行していくとしている¹⁰。

3 対外関係

オーストラリアは、新たな国防白書において、アクセスや影響力をめぐる競争が激しくなり、オーストラリアの国益や目標を考慮することがより難しくなることから、今後、インド洋・太平洋地域において、パートナーシップを深める機会をとらえていくことが重要になるとしている。また、オーストラリアのそのような取組みは、地域的、国際的な安全保障上の課題や、競争や誤算の可能性から生まれる危険性を管理する効果的な仕組みづくりに資するものであるとしている。さらに、オーストラリアの地域安全保障への貢献は、紛争や危機の発生時の部隊派遣に限定されないとし、他国との定期的な交流を通じて信頼やパートナーシップを築くことで紛争の危険性を減らすことに焦点をあてるとしている。

米中との関係については、オーストラリアは、長期にわたる米国との同盟関係と拡大しつつある中国との関係のどちらか一方を選択する必要はなく、米中両国もオーストラリアがそのような選択をすることを望んでいないとし、

米中双方との関係を重視するとしている。

1 米国との関係

オーストラリアは、ANZUS条約¹に基づく米国との同 Security Treaty between Australia, New Zealand and the United States of America 盟関係は、最も重要な防衛関係であり、同国の戦略および安全保障の柱組みの柱であるとして、米豪同盟を重視している。オーストラリアは、新たな国防白書において、米国は今後も、世界最強の軍事大国であり、オーストラリアの周辺地域において戦略的に最も影響力のある国であり続けるとしている。また、戦略環境の急速な変化が起きているインド洋・太平洋地域の将来にとっては、米国のプレゼンスが最も重要であり、米国のアジア太平洋地域への戦略的な重点の移動や、外交、経済、安全保障上の米国のプレゼンスの維持を歓迎するとしている。

両国は、85（昭和60）年以降、外務・防衛閣僚協議 (AUSMIN) を定期的実施するとともに²、「タリスマン・Australia United States Ministerial Consultationsセーパー」³を始めとする共同訓練を通じて相互運用性の

2-9 国防白書では、F-35Aへの移行期までの航空戦闘能力を保证するためとし、現有の24機のF/A-18Fのうち12機をEA-18Gグラウラー電子戦機に改修する計画を取りやめ、新たに12機のEA-18Gの調達を決定したことも発表された。

2-10 豪国防省は11（平成23）年6月、アジア太平洋地域や環インド洋地域が世界的にも戦略的重要性を有する地域として台頭しつつあることや、アジア太平洋地域各国の戦力投射能力の増大、オーストラリア北西部および北部の資源保護に関連する安全保障上の問題などに対処するため、現在および将来の戦略上および安全保障上の課題に対応する豪軍の適切な地理的配置を検討する戦力態勢見直しに着手した。12（同24）年5月に公表された有識者委員会による最終報告では、北部における基地施設の強化や豪軍のプレゼンスの拡大、海軍および空軍基地の強化・拡張などの提言が示された。

3-1 52（昭和27）年に発効したオーストラリア・ニュージーランド・米国間の三国安全保障条約。ただし、ニュージーランドが非核政策をとっていることから、86（同61）年以来、米国は対ニュージーランド防衛義務を停止している。

3-2 12（平成24）年11月に開催されたAUSMINでは、米軍の地上配備型Cバンド・レーダーシステムのオーストラリアへの移転に合意するなど宇宙分野における協力が強化された。また、オーストラリア北部における航空協力や豪海軍基地における海軍協力の拡大についての協議も行われた。

3-3 「タリスマン・セーパー」は05（平成17）年以降、2年に1度行われている米豪共同演習であり、作戦分野における即応性やインターオペラビリティの向上を目的としている。

向上に努めている。12（同24）年4月には、11（同23）年11月に発表された「米豪戦力態勢イニシアティブ」にもとづき、米海兵隊のオーストラリア北部へのローテーション展開が開始された⁴。

オーストラリアは、米国の主導するF-35統合攻撃戦闘機（JSF）計画に参加しているほか、ミサイル防衛における協力も行うとしている。さらに、情報・監視・偵察（ISR）、宇宙、サイバー⁵などの分野における協力も推進している。



米豪外務・防衛閣僚協議（AUSMIN）後の共同記者会見
（12（平成24）年11月）【豪国防省】

2 中国との関係

オーストラリアは、新たな国防白書において、中国の経済成長が国際的な戦略バランスをインド洋・太平洋地域に移動させている主要な要因であるとしている。そして、オーストラリアは、中国の台頭を歓迎し、中国を敵とみなすのではなく、中国の台頭が平和的になるよう促し、地域における戦略的競争を紛争に発展させないことを目指すとし、中国の軍事力の増加や近代化については、経済成長にともなう自然で正当な結果であるとしている⁶。

また、オーストラリアは、中国は地域における重要なパートナーであるとし、対話と実務的な活動を通じて、中国との防衛関係を強固で積極的な関係に発展させていくとしており、このような方針のもと、中国との国防当局間の対話を継続的に実施しているほか⁷、共同演習や艦艇の相互訪問など、両国軍の協力関係を発展させるための交流も行っている⁸。

3 東南アジア諸国との関係

オーストラリアは、新たな国防白書において、インド洋・太平洋地域、とりわけ東南アジアと海洋環境の安定を自国の戦略的利益とみなしており、自国の北に隣接し、自国の貿易にとって重要な海上交通路が存在する東南アジアにおいて、オーストラリアと敵対する可能性のある勢力が、オーストラリアに対して軍事力を行使する可能性がある拠点を築くことを懸念している。このような観点から、オーストラリアは、最大の隣国であるインドネシアの安定と安全が最も重要であり、インドネシアが強力な統一国家であり、かつ自国のパートナーとして存在することを望むとしている。

インドネシアとの防衛協力関係についても、オーストラリアは、周辺地域において最も重要であるとし、同国との防衛および安全保障分野における協力を拡大するとしている。両国の関係は、02（同14）年と05（同17）年のバリ島での爆弾テロや04（同16）年9月のジャカルタの豪大使館前での爆弾テロの発生を受け、対テロ協力などの分野で緊密化し、06（同18）年11月には、幅広い防衛分野における協力をうたった安全保障協力の枠組みに関する協定を結んでいる⁹。12（同24）年3月には、初めての外務・防衛閣僚協議（「2+2」）が実施されたほか、同

4 1節1脚注10参照

5 両国は、11（平成23）年9月に開催されたAUSMINにおいて、サイバー空間における協力に関する共同声明に署名し、両国の長年の防衛関係およびANZUS条約を踏まえ、領土保全、政治的自立あるいは両国の安全保障を脅かすような態様のサイバー攻撃が発生した場合に、協議の上、脅威に対処するための適切な選択肢を決定することを確認した。

6 ギラード豪首相は、新たな国防白書の発表に際しての記者会見において、中国の台頭とそれにとともなう軍事力の近代化が地域の戦略的秩序を変化させており、米中関係が地域の要であると認識しているとし、中国の軍事力近代化については、その透明性についても期待すると述べている。

7 豪中間では、97（平成10）年以降、豪中国防戦略対話が行われている。12（同24）年6月に北京で開催された豪中国防相会談では、同会談の定例化の追求、両国軍の協力分野の拡大などで合意した。また、13（同25）年4月のギラード豪首相の訪中時にも、両国関係を「戦略的パートナーシップ」と位置付け、中国との首脳間の年次対話の開始や防衛関係の強化について発表した。

8 12（平成24）年5月には、両国海軍艦艇による通信訓練などが長江で行われたほか、10月には、オーストラリア・中国・ニュージーランドの3か国による人道支援および災害救援合同演習がブリスベンで行われた。また、12月には中国海軍艦艇3隻がシドニーに寄港した。

9 同協定は、「ロンボック協定」と呼ばれており、08（平成20）年2月に発効した。

年9月には、初めての年次国防相会談が開催され、両国防相が防衛協力協定に署名した¹⁰。

マレーシアおよびシンガポールとは、「5か国防衛取決め」(FPDA)¹¹の枠組で、「ベルサマ・シールド」などの共同統合演習を行っている¹²。

参照▶ 5節

4 南太平洋諸国および東ティモールとの関係

オーストラリアは、新たな国防白書において、南太平洋および東ティモールの安全保障を自国の安全保障に次いで重要な戦略的利益と位置づけており、隣接地域がオース

トラリアにとっての脅威の源になることや、敵対的な意図をもった勢力が隣接地域に、オーストラリアに対する戦力投射が可能な拠点を築くことを防ぐとしている。このような観点から、オーストラリアは、南太平洋諸国や東ティモールが統治や治安維持、自然災害への対応能力を向上させるための支援において主導的な役割を果たすとし、国防協力プログラムなどを通じて、これらの諸国の安定化のための支援を行っている。また、ニュージーランドとは、これらの地域における戦略的および人道的利益を共有しているとし、同国との防衛および安全保障関係は、隣接地域の安定化のために重要であるとしている。

4 海外における活動

オーストラリアは、13(同25)年5月現在、約5万7,000人の現有兵力¹のうち、約2,500人を海外に派遣している。

オーストラリアは、01(同13)年の9.11テロに際し、米豪同盟のもとで、いち早く米国への支持を表明し、同年10月にはアフガニスタンへ部隊を派遣した。アフガニスタンでは、約1,550人の豪軍が国際治安支援部隊 (ISAF)
International Security Assistance Forceのもとで復興支援活動やアフガニスタン治安部隊の訓練などに従事している²。

オーストラリアは、東ティモールにおいて独立の機運が高まった99(同11)年以来、東ティモールの政治的、社会的安定のために積極的な支援を行っている。豪軍は、06(同18)年以降、国際治安部隊 (ISF)
International Stabilisation Forceを主導してきたが、東ティモールの治安情勢が安定したことから、13(同25)年3月に撤収を完了した。

オーストラリアは、ソロモン諸島においても、同国の安定と発展のために積極的な関与を行っている。03(同

15)年7月からは、オーストラリアをはじめ15か国がソロモン諸島に対する地域支援活動 (RAMSI)⁴
Regional Assistance Mission to Solomon Islandsを通じた支援を行っている。豪軍は、同活動に約80人の要員を派遣しているが、軍事部門の活動終了にともない、13(同25)年後半に撤収を開始する予定である。



豪軍のアフガニスタンにおける活動風景【豪国防省】

3-10 12(平成24)年9月のスミス豪国防大臣のインドネシア訪問時には、捜索・救難分野に関する支援・協力の拡大にも合意した。また、13(同25)年4月には、第2回「2+2」が実施され、共通の関心がある地域および国際問題について広範にわたる意見交換が行われた。

3-11 5節2脚注3参照

3-12 マレーシアのパタワース空軍基地に豪空軍が常駐しているほか、92(平成4)年に策定された共同防衛計画のもと、マレーシア軍がオーストラリアで訓練を受けている。シンガポール軍は、オーストラリアの訓練場やパイロット訓練施設を利用している。

4-1 「ミリタリーバランス(2013)」による。軍種別の内訳は、陸軍：約2万8,850人、海軍：約1万4,000人、空軍：約1万4,200人

4-2 アフガニスタン周辺の中東地域においても、約800人の豪軍が同国での任務を支援するために活動している。

4-3 06(平成18)年4月、東ティモールの首都ディリにおいて反乱兵によるデモが暴徒化、同国政府による要請を受け、オーストラリア、ポルトガル、ニュージーランドの各軍が国際治安部隊を構成した。

4-4 部族闘争により治安が悪化した同国政府の支援要請を受け、オーストラリアを中心に、南太平洋諸国の参加により開始された。主に警察部隊と軍部隊から構成されており、軍事部門の活動には、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、トンガの各軍が参加している。